

知事部局  
 労働委員会事務局  
 収用委員会事務局

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員	種類	員数	貸与期間 (年)	備考	貸与を受けることのできる職員	種類	員数	貸与期間 (年)	備考
[略]					[略]				
保健所	[略]				保健所	[略]			
	保健師、看護師 及び <u>栄養士</u>	[略]				保健師、看護師 及び <u>管理栄養士</u>	[略]		
	[略]					[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									
(職員服務規程の一部改正)									

第2条 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
[略]		[略]	
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席I L C推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>I L C推進監</u> 、部付及び局付	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席I L C推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、部付及び局付	[略]
[略]		[略]	

5 広域振興局の審査指導監（盛岡広域振興局盛岡審査指導監並びに県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監の審査指導監を除く。）、県南広域振興局の部長、 <u>産業振興室長</u> 及び保健福祉室長、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長及び室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センター（岩泉土木センターを除く。）の所長	[略]
[略]	
6 広域振興局の室の職員（ <u>復興推進室長</u> 、 <u>産業振興室長</u> 、 <u>納税室長</u> 、 <u>課税室長</u> 、 <u>県税室長</u> 、 <u>保健福祉室長</u> 及び <u>農業振興室長</u> 、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長、建築住宅室長並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。）	[略]
7 広域振興局の地域振興センター、 <u>総務センター</u> 、 <u>県税センター</u> 、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所を除く。）の職員（5の項及び前項に掲げる職員を除く。）	[略]
[略]	

（文書及び物品の收受）

第25条 当直員（本庁に置かれる当直員を除く。）は当直勤務中に送達された文書及び物品を收受した場合においては、次に定めるところにより処理しなければならない。

（1）～（4） [略]

（5） 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤務終了後、広域振興局にあつては経営企画部総務課長又は総務部総務課長（宮古地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎にあつては経営企画部地域振興セン

5 広域振興局の審査指導監（盛岡広域振興局盛岡審査指導監並びに県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監の審査指導監を除く。）、県南広域振興局の部長、 <u>経営企画室長</u> 及び保健福祉室長、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長及び室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センター（岩泉土木センターを除く。）の所長	[略]
[略]	
6 広域振興局の室の職員（ <u>経営企画室長</u> 、 <u>復興推進室長</u> 、 <u>県税室長</u> 、 <u>保健福祉室長</u> 及び <u>農業振興室長</u> 、盛岡広域振興局農政部八幡平農業改良普及室長及び県南広域振興局の農業改良普及室長以外の農業改良普及室長、県南広域振興局農政部農村整備室長以外の農村整備室長、林務室長、管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長、建築住宅室長並びに普及サブセンター及び林務出張所の職員を除く。）	[略]
7 広域振興局の地域振興センター、 <u>総務センター</u> 、保健福祉環境センター、農林振興センター（普及サブセンター及び林務出張所を除く。）、農村整備センター、水産振興センター及び土木センター（整備事務所を除く。）の職員（5の項及び前項に掲げる職員を除く。）	[略]
[略]	

（文書及び物品の收受）

第25条 当直員（本庁に置かれる当直員を除く。）は当直勤務中に送達された文書及び物品を收受した場合においては、次に定めるところにより処理しなければならない。

（1）～（4） [略]

（5） 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤務終了後、広域振興局にあつては経営企画部総務課長又は総務部総務課長（宮古地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎にあつては経営企画部地域振興セン

ター総務課長、花巻地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎にあっては総務部総務センター総務課長、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎にあっては農政部農村整備室管理用地課長、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎にあっては土木部土木センター管理課長又は管理用地課長)、出先機関(広域振興局を除く。)にあっては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこと。ただし、当直の引継ぎを次の当直員に対して行うときは、その者に引き継ぐこと。これらの場合において、書留等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴して引き継ぐこと。

ター総務課長、花巻地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎にあっては総務部総務センター総務課長、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎にあっては農政部農村整備室管理用地課長、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎にあっては土木部土木センター管理課長)、出先機関(広域振興局を除く。)にあっては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこと。ただし、当直の引継ぎを次の当直員に対して行うときは、その者に引き継ぐこと。これらの場合において、書留等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴して引き継ぐこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程(令和4年岩手県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																														
別表第1(第29条関係)		別表第1(第29条関係)																														
文書記号		文書記号																														
1	[略]	1	[略]																													
2	出先機関	2	出先機関																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公署</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域振興局の部に置かれるセンター</td> <td>経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 県税部県税センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]</td> <td>( )地セ( ) [略] ( )税セ [略] [略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興局以外の出先機関</td> <td>総務部に属する出先機関 岩手県東京事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公署	記号	[略]			広域振興局の部に置かれるセンター	経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 県税部県税センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]	( )地セ( ) [略] ( )税セ [略] [略]	広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関 岩手県東京事務所	[略]		[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公署</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域振興局の部に置かれるセンター</td> <td>経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]</td> <td>( )地セ [略] [略] [略]</td> </tr> <tr> <td>広域振興局以外の出先機関</td> <td>総務部に属する出先機関 岩手県県税センター 岩手県東京事務所</td> <td>県税セ [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公署	記号	[略]			広域振興局の部に置かれるセンター	経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]	( )地セ [略] [略] [略]	広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関 岩手県県税センター 岩手県東京事務所	県税セ [略]		[略]	
区分	公署	記号																														
[略]																																
広域振興局の部に置かれるセンター	経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 県税部県税センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]	( )地セ( ) [略] ( )税セ [略] [略]																														
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関 岩手県東京事務所	[略]																														
	[略]																															
区分	公署	記号																														
[略]																																
広域振興局の部に置かれるセンター	経営企画部地域振興センター 総務部総務センター 保健福祉環境部保健福祉環境センター [略]	( )地セ [略] [略] [略]																														
広域振興局以外の出先機関	総務部に属する出先機関 岩手県県税センター 岩手県東京事務所	県税セ [略]																														
	[略]																															
	[略]		[略]																													

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。